

合同会社EIS 人材紹介 概要

1. 契約書について

人材紹介業務を開始するにあたり、「人材紹介契約書」の内容をご確認いただき、契約書2通を作成後、1通を各社保管させていただきます。

2. 求人の手続き

(1)お申し込み

＊弊社指定「求人票」に必要事項を記入の上ご提出下さい。

契約書・求人票のご提出により貴社と弊社による人材紹介の業務を開始します。

＊厚生労働省指定の求人提出による「自己申告書」を同時にご提出ください。

3. 紹介手数料

別紙参照(手数料票)

4. 調査費等・諸経費について

御社のご依頼による調査、出張経費及びその他の費用はご相談のうえ、別途請求させていただきます。

5. 紹介手数料の請求

(1)採用となり勤務開始日が決定しましたら請求書を送付させていただきます。

(2)勤務開始を確認した上で、弊社より送付の「採用確認書」に所定事項をご記入・捺印の上、1週間以内にご返送をお願いします。

(3)お支払いは原則として現金とし、本人勤務開始後10日以内をお願いします。

6. 紹介手数料の払い戻し

弊社の返金規定については下記のとおりです。

＊1か月以内100%返金

＊3か月以内50%返金

※退職後1か月以内に弊社にご連絡ください。(ご連絡いただけない場合返金対象外となります。)

7. 守秘義務

紹介業務を通じて知り得た企業情報は、外部には漏洩しません。また、当社より提供しました個人情報につきましては、個人情報の保護に十分ご配慮ください。

ご紹介した求職者への連絡は、採用決定までは弊社が行います。個別でのご連絡はご遠慮ください。